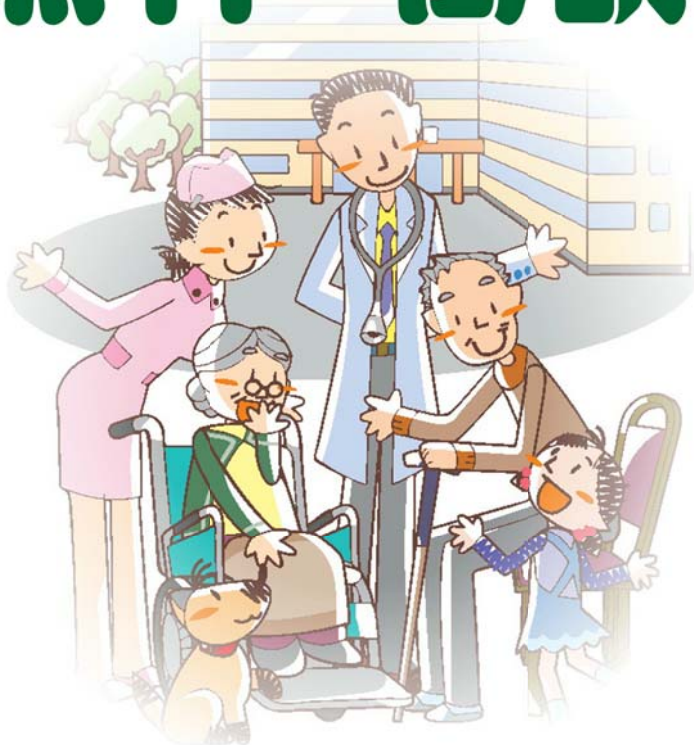


医療費の支払いでお困りの方は、ご相談ください
地域で困っている方がいたら、ご紹介ください。

無料・低額診療のご案内



▶▶ 誰もが平等に安心して医療を

当院では差額ベッド料を徴収せずに、運営しています。これに加えて、無料・低額診療事業を実施しました。

▶▶ 無料・低額診療事業とは

生活に困難な方が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で診療を行う事業として、社会福祉法に位置づけられている事業です。医療費の自己負担金が減額または免除になります。

※保険調剤薬局の自己負担は対象外です。

※入院中の食事療養費も対象外です。

▶▶ 治療を一緒に始めましょう

制度の有無にかかわらず、必要な診療・治療を開始しましょう。そして、健康回復のスタートをきりましょう。



利用するには

下記の病院・診療所にお電話いただくか、受付で、お申し出ください。



担当の職員が事情をお聞きし、ご相談に応じます。



審査の結果適用となれば、医療費の自己負担金を減額、または免除とします。

和歌山中央医療生活協同組合

和歌山生協病院
和歌山生協病院附属診療所
073-471-7711・8171

生協こども診療所
073-476-4455

生協芦原診療所
073-423-4349

河西診療所
073-451-6177

利用対象の方

- 医療費の支払いをすると、生活が困難になる方
- 職を失って、一時的に収入がなくなった方
- 保険証をお持ちでない方
- 短期保険証、資格証明証の方

※他の公的制度が利用できる場合は、その手続きをおすすめします。

※制度適用にならない場合でも、よい方法がないか、ご相談させていただきます。



準備していただくもの

▽源泉徴収票や所得証明書、給与明細など収入の明細がわかるもの。健康保険証と保険料の金額がわかるもの。



健康相談の実施

▽無料で月1回、医療・健康相談を実施します。無料法律相談も合同法律事務所のご協力で行っています。



対象となる診療費は

▽当院での診療費に限ります（一部適用されない診療費もございます）。院外処方箋による調剤薬局でのお支払い（お薬代）、介護費用については対象になりません。

個人情報の保護・秘密の保持

▽ご相談いただいた内容や情報は正当な理由なく、第三者に漏らすことはありません。

お気軽にご相談ください